

寒川町商工会ホームページ 会員情報コーナーへの掲載募集についてのご案内

当商工会では、会員相互及び一般利用者に対して会員の皆様のPRをしていただくため、会員情報コーナーを商工会ホームページ内に設置しています。

掲載ご希望の事業所は、下記「会員情報掲載規約」をお読みいただき、同意いただける場合は、「会員情報コーナー掲載申込書」に必要事項をご記入の上、FAX（0467-72-1224）またはメールにて商工会あて、お申し込み下さいますようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、商工会事務局までお問い合わせください。

■会員情報掲載規約

本規約は、寒川町商工会（以下、「甲」という。）が寒川町商工会ホームページ（以下、「ホームページ」という。）において提供する事業所情報掲載サービスの運用について規定するもので、情報掲載を希望する事業所（以下、「乙」という。）と甲との基本的関係について定めるものとします。

本規約は、ホームページ上で随時乙に提示します。

なお、ホームページに事業所の情報掲載を希望する事業所は、下記の規約に同意したものとみなします。

第1条 定義

ホームページへの会員情報掲載とは、会員事業所のホームページ（以下、「会員ホームページ」という。）へのリンク及び「会員情報コーナー」の作成・情報掲載をいいます。

会員情報とは、会員事業所の取り扱う商品・製品またはサービスに関する情報のことをいい、当該情報の提供を受ける個人または法人を「利用者」といいます。

第2条 会員情報

ホームページに掲載する会員情報については、所定の申込書により甲に申し込みのあったものに限ります。ただし、乙は次の各号のいずれかに該当する商品・製品またはサービスに関する情報を利用者に提供することはできません。

- (1) 公序良俗に反するもの。
- (2) 利用者に提供する商品・製品またはサービスに関する情報として不相当であると甲が判断したもの。

第3条 費用

ホームページへの会員情報掲載は、無料とします。

第4条 義務

甲及び乙は以下の義務を負うものとします。

- (1) 甲は、乙の情報掲載申し込みがあった場合には遅滞なく情報掲載をするものとします。ただし、情報掲載の時期についてはなんら保証するものではなく、未掲載に至った場合や、情報掲載申し込みから掲載までの間に未掲載だったことに起因して発生した乙の損失、その他の負担について、甲はその責任を負わないものとします。
- (2) 乙は、会員情報コーナーの申込書に記載した事項に変更が生じる場合は、事前に甲に対して甲所定の様式をもって通知するものとします。乙が変更事項の通知を怠ったことに起因して発生した乙の損失その他の負担について、甲はその責任を負わないものとします。

第5条 通信

甲は、次のいずれかに該当する場合には、乙に事前に通知することなく、一時的に会員情報掲載サービスの一部または全部を中断・変更することができるものとします。また、これに起因して発生した乙の損失その他の負担について、甲はその責任を負わないものとします。

- (1) ホームページの保守点検を定期的または緊急的に行う場合。
- (2) 火災、停電、天変地異などによりホームページの運営ができなくなった場合。
- (3) その他、甲が当該サービスの一時的な中断を必要と判断した場合。

第6条 有効期間

本規約の有効期間は、登録年月日より1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙いずれかが不更新の意思表示をしない限り、本契約は同一条件にて更に1年間延長するものとし、以後も同様とします。登録年月日とは、申し込みののちホームページ上に掲載された年月日をいいます。

ただし甲が、本規約有効期間中といえども当該サービスの運営を継続することが困難となる事情が生じたと判断した場合、1ヶ月以上の予告期間を設けて、本規約を解約することができるものとします。

以上